

# 青森県報

号外第九十八号

平成十九年  
十二月十九日  
(水曜日)

## 目 次

### 訓 令

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)…一  
教育委員会

学校職員の育児休業等に関する規則及び青森県立学校管理規則等の一部を改正する規則…………… (義務教育課)…二  
青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課)…三

### 公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (経営管理課)…三

## 訓 令

青森県訓令甲第五十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第五項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二号様式の六中

3 託児の様態	託児施設 ( ) 時 分から (託児時間 時 分まで)	そ の 他 ( ) 時 分から (託児時間 時 分まで)	4 通勤時間 時間 分 (託児先を経由する時間を含む)	5 請求期間及び び時間 期 間 時 間	年 月 日から	毎 日	午前	時から
					年 月 日まで	そ の 他 ( )	午後	分まで
6 備 考	年 月 日から	毎 日	午前	時から	年 月 日まで	そ の 他 ( )	午後	分まで
	年 月 日まで	そ の 他 ( )	午後	分まで				

を

3 請求期間及び び時間	期 間 時 間	年 月 日から	毎 日	午前	時から
		年 月 日まで	そ の 他 ( )	午後	分まで

4 備 考	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他 ( )	午前 午後	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで

「改正」同様「同様の状況」中「又は託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合」を添える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

**教 育 委 員 会**

学校職員の育児休業等に関する規則及び青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十九日

青 森 県 教 育 委 員 会

青森県教育委員会規則第十三号

学校職員の育児休業等に関する規則及び青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

(学校職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

- 第一条 学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
- 第五条第一項中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。
- 第三号様式中

3 託児の態様	託児施設 ( )	その他 ( )	
	(託児時間 時 分 ~ 時 分)	(託児時間 時 分 ~ 時 分)	
	時間 分	(託児先を経由する時間を含む。)	
4 通勤時間	時間 分		
5 部分休業が必要な事情			
6 請求期間及び時間	期 間	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他 ( )	午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他 ( )	午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他 ( )	午後 時 分 ~ 時 分
7 備 考			

3 請求期間及び時間	期 間	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他 ( )	午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他 ( )	午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他 ( )	午後 時 分 ~ 時 分
4 備 考			

- 「改正」
- (青森県立学校管理規則の一部改正)
- 第二条 青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。
- 第二十二條の二中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二十二号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月十九日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第五項中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二号様式の四中

3 託児の態様	託児施設（ ）	その他（ ）	
	(託児時間 時から 時 分まで)	(託児時間 時から 時 分まで)	
4 通勤時間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む)		
5 請求期間 及 び 時 間	期	間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 ( )	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 ( )	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで
6 備 考			

を

3 請求期間 及 び 時 間	期	間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 ( )	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで
4 備 考	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 ( )	午前 時 分から 時 分まで 午後 時 分から 時 分まで

この訓令は、回覧表の注の2中「又は託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合」を定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を「」に公布する。

平成十九年十二月十九日

青森県病院局職員就業規程 吉 田 茂 昭

青森県病院局職員就業規程第二十一号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院局職員就業規程第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（部分休業）

第二十六条の二 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」とする。）の承認を受けた場合は、勤務しないこととされる。

第四十二条第五項中「三歳に満たない子を養育するため、育児休業法第九条第一項」を「第二十六条の二」に改める。

第十一号様式

3 託児の態様	託児施設 ( )		その他 ( )	
	(託児時間)	時 分から 時 分まで	(託児時間)	時 分から 時 分まで
4 通勤時間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む)			
5 請求期間及び時間	期	年 月 日から	毎 日	午前 時 分から 午後 時 分まで
		年 月 日まで	その他 ( )	午後 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日から	毎 日	午前 時 分から 午後 時 分まで	午後 時 時から 午後 時 分まで
		年 月 日まで	その他 ( )	
6 備考				

を

3 請求期間及び時間	期		間		時		間	
	年 月 日から	年 月 日まで	毎 日	その他 ( )	午前	午後	時 分から 時 分まで	時 時から 時 分まで

4 備考	年 月 日から	毎 日	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日まで	その他 ( )	午後 時 時から 午後 時 分まで

上記の「回欄」の共通の「又は託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合」を記入。

様 式

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭